

# 第 151 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 151 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 22 年 11 月 15 日（月）18：50～19：49  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 公物管理補助業務（河川巡視支援業務）（国土交通省）
- 公物管理補助業務（河川許認可審査支援業務）（国土交通省）
- 公物管理補助業務（ダム管理支援業務）（国土交通省）
- 公物管理補助業務（堰・排水機場等管理支援業務）（国土交通省）
- 公物管理補助業務（道路巡回業務）（国土交通省）
- 公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導業務）（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（国土交通省）

大臣官房技術調査課 横山課長、建設システム管理企画室 勢田室長

河川局河川環境課 河川保全企画室 小俣室長、片野係長

流水管理室 岡積室長、野呂係長

道路局国道・防災課 道路保全企画室 森戸技術企画官、信太課長補佐

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 151 回の「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、国土交通省の「公物管理補助業務」の実施要項（案）6 件についての審議を行います。

本日は、国土交通省大臣官房技術調査課横山課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いいたします。

なお、御説明は 6 本まとめて 30 分程度でお願いいたします。

○横山課長 技術調査課長の横山でございます。

本日は、前々回になりますけれども、公物管理業務について 6 件見ていただきました実施要領（案）や要項（案）に基づきましてパブリックコメントを実施いたしました。10 月 22 日から 11 月 4 日の 2 週間行ったものでございます。その結果、34 名の方から、会社もでございますけれども、延べ 198 件の御意見、御質問等をいただいております。これらを踏まえまして今回、前々回に見ていただきました実施要項（案）について必要な見直し検討をしたものでございます。これにつきまして、これから河川、ダム、堰、道路関係の 6 つの事業につきましても御説明をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、担当の方から御説明いたします。

○勢田室長 技術調査課の勢田でございます。今から説明させていただきたいと思っております。まずは実施要項（案）本編の方でどこを直したかというところについて、ざっと 6 業務合わせて説明させていただきます。

まず 1 つ目、「河川巡視支援業務」でございます。1 枚めくっていただきまして、2 ページ目の下の方に色の字があります。青字までが、11 月 2 日に発注者支援業務を先立って見ていただきました。そこまでの御指摘での修正した内容ということで、ここまでは委員の方々も御了解いただいているということなので、赤字の方についてただいまから説明させていただこうと思っております。

では、おめくりいただきまして 4 ページ目でございます。4 ページ目の下段の方でございますが、1) で数字を書いております。これは必要な処置ということで、その処置の明確化を図ったということでございます。

それから、2) は「担当技術者を指揮し」ということで、実際の業務を適正に記述したということでございます。

それから、めくっていただきまして 6 ページ目でございます。下の 6 行を赤字で追加させていただいております。内容は、上の 4 行の方はいわゆるこういう巡視車両管理におきましていろいろ交換品とかがありますが、その費用の負担の考え方、通常の民間の責によらない修理費用は発注者が負担するというものでございます。

それから、下の 2 行につきましても巡視車両とか船舶を貸与することになりますが、そういうときに必要な免許を確保してくださいということを書かせていただいております。

それから、7 ページ目に移っていただきまして中段に「連絡調整」と書かせていただきました。これは補助業務ということなので、「調整補助」ということで修正させていただいております。

それから、1 枚めくっていただきまして 9 ページ目の上から 10 行目ぐらいの「貸与品」のところ、実際の御意見を踏まえまして正確に詳細に記述したというものでございます。

それから、2枚めくっていただきまして12ページでございます。これは、いわゆる参加資格要件の中の「業務実績に関する要件」のところでございますが、原文で「設計共同体においては、全ての構成員」と書いていたのですが、これを削除するというところでございます。なお、これは事前に前回見ていただきました発注支援業務でも同じような記述になっております。

それから、13ページ目でございます。下の方でございますが、「予定管理技術者の資格等」というところで、「その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者」ということで加えさせていただきました。内容は、地方ブロックごとに地方自治体と地方の我々の整備局とで幾つか資格を確認して、それを活用しているという事例がございますので、ここに追加をさせていただいたというところでございます。

それから、その次の14ページでございます。中段で、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」というところでございますが、「ただし」ということで、数字は巡視車両の業務内容でございますが、その「巡視車両等に類する業務にもつばら従事していた実績は、同種・類似業務の実績には該当しない」。要は、車両で巡視するときに運転手さんと、その横で実際に現場をよく見る人と2人、2役あるのですが、運転手さんの方は単に車両の運転手ということなので、この本来業務の実績というものは該当しないのではないかとということで明記させていただいたというところでございます。

それから、1枚めくっていただきまして16ページです。これは予定担当技術者の方ですが、先ほどと同じように地域ごとの資格の方を入れさせていただいております。

それから、車両の運転手さんにつきましては、担当技術者に該当しないという形で、これも明確に書かせていただいております。

17ページにつきましても、様式の6とか様式の10ということで体制を書く資料がありますが、そのところではもつばら運転手さんにつきましては区分して記載しなさいという内容でございます。

それから19ページ、「総合評価の技術項目」の評価表でございますが、先ほど申しました資格のところを追記させていただいております。

それから、3枚ほどめくっていただきまして23ページでございます。ここは履行確実性の審査のところ、実際に配置予定技術者名簿にしっかり記載しなさいと書いておりますが、ここににつきましては先ほどと同様、運転手さんについては別ですよという形で書かせていただいております。

それから、26ページでございます。秘密保持のところの中段、6)でございます。民間事業者は本業務終了時に業務担当部署へ返却と、何を返却するかということで明記させていただいたというところでございます。

それから、1枚めくっていただきまして28ページで上から7行目でございます。「業務発注担当部署」ということで記述を正確に記したというところでございます。以上が、河川巡視支援業務でございます。

移りまして、「河川許認可審査支援業務」です。ここからは、今お話ししました河川巡視支援業務と同じ修正のところについては時間の関係上、省かせていただこうと思います。

まず、5ページをお開きください。5ページの青字でございますが、上から4行目、「入札の単位」の業務量につきましては入札広告において示すと書かれております。今、説明しています河川許認可審査と道路許認可の2つはこの書きぶりで統一させていただきました。それ以外の業務については、後ろの方の例の業務量で十分わかりますので、別の書きぶりという形で2種類の統一の仕方をさせていただいております。

それから、次でございます。相当ページ飛びますが、26ページでございます。これは業務の報告の内容のところでございますが、②で「車両運転実態」、これはもういいだろうということで省略させていただいたということで修正しております。以上が、河川巡視支援業務と異なる部分での修正点でございます。

それから、その次に「ダム管理支援業務」について説明させていただきます。これにつきましては、6ページをお開きください。6ページの一番下の方ですが、「また」ということで、ここにつきましても必要な免許、いわゆる車両等船舶の必要な免許を持つ人という形の内容を書かせていただいております。

それから、ページは飛びますが、14ページでございます。一番上の方でございますが、ダムにつきましては河川法の中で登録試験がございます。それは「ダム管理技士試験」ということでございますが、それを明記させていただいたところが異なるところでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして16ページでございます。配置予定担当技術者のところでございますが、ここは実際にダムの管理の中では担当技術者としては電気通信に通ずる技術者の方、もしくは機械設備に通ずる方、そういう方々が担当者として求めるような場合があるということで追記をさせていただいております。以上が、ダム管理支援業務の異なる変更点でございます。

それから、その次の「堰・排水機場等管理支援業務」でございます。これは、今までと同じ異なる修正点というのはございません。今までと同じところでの修正でございます。

それから、その次に「道路巡回業務」に移らせていただきます。ここにつきましては1か所ございまして、23ページをお開きください。23ページの下の方の「契約内容の変更」につきましても、赤字を削除する中で記述を修正し直したというところでございます。

それから、最後の業務に移らせていただきます。「道路許認可審査・適正化指導業務」でございます。ここにつきましては誠に申し訳ありませんが、手直しのミスがございました。16ページをお開きください。総合評価の表がございます。この上の方の①で、「以下のいずれかの資格を有するもの」ということで4つポツが書いてあります。その4つ目のポツの「その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者」、これがここに入るのではなくて②の3つのポツの下に入るということで、入れる場所をこちらの手違いで修正しております。申し訳ありません、これは手直しをお願いしたいと思っております。

それから、23ページをお開きください。23ページの下の方で「契約内容の変更」、これは発注支援等でもいろいろ御指摘いただいて直しましたが、同じような内容で災害緊急時などの書きぶりについて整理させていただきました。以上が、実施要項（案）本文での修正点でございます。

それでは、その次に実際にパブリックコメントでどういう意見があつて、それに対してどういう

ふうに戻答するかということ資料に基づいて説明させていただきたいと思います。この項目の全体の流れとしましては、左から3行目の列でございますが、道路と河川全体に関わるものについてを共通ということで書かせていただいております。まず、共通のところをざっと説明をさせていただいて、その後、河川独自、それから道路独自の資料構成になっております。共通につきまして、これもまた前回見ていただきました発注支援業務とほとんど内容が同じ質問が多うございます。そういうものについては、さっと説明をさせていただこうと思います。

1 ページ目から進めます。1 ページ目は、質問や細かな修文意見が多いので内容を省かせていただこうと思います。上から3番目の民間事業者の定義ということで、これは前回も答えた内容でございます。

それから5番と6番、例えば5番の実施体制図の添付を不要にしてほしいとか、6番のヒアリング対象は調査基準価格を下回ったものに限定してほしい。これも前回と同じ質問でございました。同じような回答文でさせていただきます。

それから、1枚めくっていただきまして7番、提出の期限、質問の回答期限、ここも前回と同じで本文を直させていただきます。

それから、9番、10番は同じような内容でございますが、いわゆる実施手続の中で欠格者についてのヒアリングはしないということで明確に書いてください。これも全く同じ内容ですので、同じ文章で返答させていただきたいと思います。

それから11番、これは業務の実施体制図に例示してくださいというお話でございます。これも同じ回答でございまして、いわゆる適当でないというふうに書いてございます。

それから、下の2つにつきましても同じでございます。スケジュールを前倒ししてほしいとか、その入札契約の手続のスケジュールの話でございます。これにつきましても、同じ回答をさせていただいているところでございます。

その次のページをお開きください。3ページ目でございますが、14番につきましては、幾つかの疑問点がありましたが、読み方ということですので通常の前案で理解が可能という形にさせていただきます。

15番につきましては、いわゆる設計共同体に当たりましては構成員各者がいわゆる業務拠点を有するものでないといけないのではないかと条件をつけてくださいというお話でした。ただ、私どもとしては、予定管理技術者の企業のみが業務拠点をしっかり有していればいいということで、そういう返答をさせていただきます。

それから16番、17番は発注支援業務でも同じような御質問がありました。いわゆる設計企業体のすべての構成員、これは本文を直させていただきます。

それから、一番下の17番、測量業務とか地質調査業務というものを削除という意見がありました。これも、いわゆる幅を広げて実績を認めたいということなのでそういう説明をさせていただいているところでございます。

それから、4ページ目でございます。18番ですが、これは担当業務対象施設から1時間程度で到達できるところに業務拠点を有するものでないといけないのではないかと。ただ、私どもとしても早

いに越したことはないのですが、到達時間というのは不確定で、それを要件として設定するのは難しいだろうという回答をさせていただいているものです。

それから、19番でございます。これは一番下の行ですけれども、業務拠点を隣接付近まで拡大していただきたいということでございます。緊急時の迅速な対応のため、同一都道府県内という形で限定させていただいているという説明でございます。

その下は、前回の発注支援と同じでございましたが、雇用関係が3か月以上前からないとだめなのではないかというお話です。これは前回と同じように直接その時期に雇用関係があればいいという形でハードルを下げているという説明をさせていただいております。

それから、その次の文はいわゆる同種、類似業務の経験でございまして、削除意見がありました。これも幅広く実績を認めるということにさせていただいております。

それから、その次の22番でございます。これは、地方整備局ごとで品質確保に関する資格というものの、これも周辺の地方自治体と一緒にそういう資格を運営しているものもございしますが、これにつきましては工事監督などの資格ということで、公物管理とは若干異なるということで回答させていただいております。

それから、23番につきましても発注支援と同じでございしますが、実際に技術者でない方を張り付けて、その方の経験を実務経験として認めてほしいというお話がありました。これは前回と同じように、主に主体的にその業務に携わった方を実績として認めますよという説明をさせていただいております。

それから、一番下でございます。予定担当技術者の資格を削除してくださいということでございます。これは、品質の確保上、我々は必要ですという回答をさせていただいております。

それから、その次の5ページでございます。一番上の25番で、手持ち業務量の扱いで複数年度の扱いがありました。これは年割り相当額ということで、これも前回と同じ回答をさせていただきました。

それから、その次でございます。下から3行目でございますけれども、業務成績評定を減ずる等の措置を行うという規定を削除していただきたい。ただ、これは、我々としては実際に契約事項について不履行になったらこういう業務成績評定を減ずるということですので、現状どおりという形でございます。

それから、その次の業務内容につきまして、これは先ほど本文の方で説明させていただきましたので省かせていただきます。

それから、その次の28番でございます。2年もしくは3年の複数年度契約のときに、人事異動や昇進転属で変更をしてもいいかというお話でございました。私どもとしては、複数年度にして、それだけ品質を確保していただくというのが趣旨でございますので、変更は認められませんという形で回答させていただいております。

それから、その次の29番でございます。増加費用にかかるものについて、民間事業者が負担するというケースを聞かれているところでございます。私どもとしては、ここはまず発注者が負担すべき内容については明らかにしたということでございまして、本文のままでいきたいということで

ございます。

それから 30 番、これは発注支援業務でも全く同じ質問がありました。契約解除のお話でございましたが、発注支援と同じ回答をさせていただいているところがございます。

それから、その次の 6 ページでございます。31 番、「その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者」というものを加える。本文でも説明しましたとおり、地方ごとでつくられているものが一部ありますので、本文の実施要項を修文させていただいております。

あとは、ポイントとしてはちょっと飛びますが、34 番でございます。「予定担当技術者においても地域精通度による評価が必要」ということでございますが、個人を特定して評価を行うものではないということで、地域精通度は評価をしていないということでございます。

それから、その下でございます。担当技術者の氏名と業務実績の提出を求めたらどうかということでございます。ただ、私どもとしては、業務の実施体制は受注者が決定するものなので、担当技術者の氏名までの記載を求めているという説明をさせていただいております。

それからその下、36、37 は細かい話ですので省かせていただこうと思います。

それから、7 ページ目でございます。38 番から 42 番まで 5 つ、これは発注支援と全く同じ質問でございました。総合評価の内容のことでございますが、発注支援と全く同じ回答をさせていただいているところがございます。

下の 2 つ、43 番でございます。配置技術者の配置人数が評価項目にあるが、「経験年数〇〇年以上」の資格を具体化すべきということでございます。回答のところ、多分この御指摘は実施方針についての記述だと思います。ただ、私ども実施方針では体制を評価するだけで、個別の配置技術者そのものの能力を評価するものではないということなので、原文どおりとさせていただきたいと思います。

それから、44 番は 22 年と 23 年で若干記述が異なっている。どの業務についての御指摘かは、ちょっと調べ切れなかったのですが、23 年、今回はこれで審査をしていただいてこの判断基準でやっていくという形で回答させていただいております。

それから、8 ページ目でございます。45 番、これは総合評価の評価項目の追加ということでございました。要は、いわゆる体制についてももっとしっかり評価すべきという意見でございましたが、回答のところでもございますとおり、実施方針のところ私どももその体制について聞くという形で書かせていただいておりますので、そこに含まれますということでございます。

それから 46 番、これは中立・公平について具体的に判断基準を設けたらどうかということでございます。ただ、守秘義務とか中立・公平性というのも契約条件ということでございまして、これも発注支援と全く同じ回答をさせていただいているところがございます。

それから、一番下でございますが、いわゆる応札価格が調査基準価格に満たないときには幾つかの条件を付加してほしいというお話がありました。これも発注支援と同じ質問でございまして、これは付加できませんという形で回答させていただいております。

それから、その次のページでございます。9 ページで、48 番でございます。履行確実性のところで、調査基準価格以下であれば例の補正率 1.0 というのはないのではないかと。そこで差をつけるべ



きではないか。これも全く同じ意見がございましたが、同じ回答をさせていただいております。

それから 49 番、履行確実性のヒアリングは低入札者だけでいいのではないか。これは、私ども公平性という意味ですべてヒアリングをいたしますということでございます。

あとは、共通の部分の残り 3 つは細かなことでございます。以上が共通の部分でございます。

○小俣室長 それでは、河川の方の方について巡視、許認可支援、堰・排水機場、その次にダムと説明させていただきますが、まず失礼ですが、本文の方の別紙 1 で今回の発注担当部署、それから発注担当の量のイメージを出させていただきます。

まず、河川巡視の資料につきましては 32 ページから発注担当部署と予定管理延長が記載されてございます。この延長につきましては、今日現在まで各現場とやり取りしまして最新の値で出しておりますけれども、まだ数キロのイメージで前後する可能性がございまして、これは本委員会までには確定的な数字を出させていただきたいと思っておりますが、ほぼこれで固まっていると思っておりますけれども、若干変動する可能性はございます。その点だけお含みおきいただければと思っております。

それから、許認可支援業務につきましても同じように別紙 1 が 33 ページに付いてございます。これは、許認可審査支援業務を発注する予定の官署を書いてございます。あとは過去の実績でございますが、この中で今までやり取りした中で東北地方整備局の福島河川国土事務所につきましては処理件数がかなり落ちる見込みでございまして、今日現在では発注をやめる方向ということで、この福島河川国土事務所が落ちる見込みでございます。ここも近々に確定し、他の事務所につきましてもほぼこれで確定の状況でございまして、委員会までには確定をさせていただきたいと思っております。

それから、最後の堰・排水機場につきましても別紙 1 が 30 ページから付いてございます。この 30 ページからの表のうち、最後の 32 ページに九州地方整備局筑後川河川事務所の方でも発注を予定してございますけれども、ここに施設が個々記載してございますが、このうち一番上の蒲田津排水機場、それから中ほどにあります花宗水門、それからその下の武雄河川事務所でございます高橋排水機場、この 3 つの施設につきましては地方公共団体の方に管理委託をするという方向で今、話が進みつつございまして、この委託業務からは外す方向になってございます。

以上につきましては、今日現在の段階で修正が間に合いませんでしたので、今この場で口頭で御報告をさせていただきまして、ほぼこれで固まる方向でございまして、委員会までには確定したもので出させていただきたいと思っております。申し訳ございません。修正でございました。

それでは、パブコメに関する河川の関係で主立った点について御紹介をさせていただきます。先ほどの続きの番号、53 番からが河川巡視でございます。

53 番につきましては、本文の修正で御説明した部分の修正をさせていただいております。

それから、54 番につきましてはこの関係の御意見が幾つか出てございます。これは、本文の中で、その他の中で付随する業務として列記しているものがあるということで、この付随するというのが発注後に付随するというふうには受け止めておられる方がかなりいらっしゃいまして、変更対象にすべきであるとかということが書いてございますが、これは当然報告時には個々の発注の中で付随する業務、これがあるということを明記するということでございますので、現状のとおりということ

で意見を書かせていただいております。

それから 55 番、これは先ほど説明がございましたように本文の修正をさせていただいております。運転手、巡回運行員、運転手だけの作業につきましては別途資格を設定すべきということで、河川の巡視につきましては修正追加をさせていただいております。ちなみに、道路の方につきましては現行どおりということでございます。

それから、河川巡視は続いて 57 番ですが、これも船舶の免許について御指摘のとおりということで修正をさせていただいております。

それから、58 番につきましても先ほど本文の修正で御説明したとおり、御指摘の修正をさせていただいております。

59 番につきましても、同じく修正をさせていただいております。

60 番につきましては再委託について追加の意見がございましたけれども、再委託についてはできるだけ了承を得てほしいということで、これについては変更しないということで対応しています。

61 番につきましても、御意見のとおり修正をさせていただいております。

62 番につきましては、基本的には現状のとおりということで対応してございます。

65 番も、先ほどの本文の説明の追加修正ということでございます。

それから、64 番につきましては御意見の方が調査職員からの注意をとということで、より厳密に書いてくれということのようでもございましたけれども、これにつきましては管理技術者の指示を受けているということに足りるということで修正をしないということにさせていただいております。

66 番につきましては、先ほど本文の修正で御説明したとおり修正をさせていただいております。

67 番も、同じく本文の修正を対応させていただきます。

68 番は、先ほど御説明しましたその他についての御意見がございましたが、これにつきましては入札広告時に明示するというので現状のとおりとさせていただきます。

69 番は申請書の内容についてでございますが、これについては現状どおり問題ないということで対応をさせていただいております。

70 番からは、許認可の業務につきましても御意見でございます。70 番につきましては、業者の資格につきましても都道府県内に限定しているということでございましたが、これにつきましては当初の案のとおりとさせていただきたいということでございます。

71 番につきましては、担当技術者の保有資格を入札参加資格要件から除外してほしいということでしたが、これにつきましては私どもとしては必要ということで現行どおりとさせていただきます。

次の 72 番につきましては、現行どおりの対応ということにさせていただきます。

それから 73 番、これは先ほど本文の修正で御説明したような形で修正してございます。

74 番、75 番につきましては現行どおりの対応にさせていただきたいということで対応させていただきます。

76 番からが、堰・排水機場に対する御意見でございます。76 番につきましては、契約業務量の範囲内で付随業務を実施するというということで、これもその他について若干誤解をされていると

いうことで、これは当然発注するごとに広告にきちんと明記するというところで現行どおりとさせていただきます。

77番も、同じようにその他の付随業務のところについての御意見でございましたが、同じように現行どおりの対応とさせていただきます。

79番も、付随業務その他のところに対する御意見でございます。

78番については、現行どおりの対応をさせていただいているところでございます。

続いて、ダムについて御説明いたします。

○岡積室長 同じく、河川局流水管理室長の岡積と申します。私の方から、ダム管理支援業務のパブリックコメントについての対応を御説明させていただきます。

ちょっと戻りまして、11ページの56番でございます。予定担当技術者の資格に電気通信担当技術者の資格要件を追加してほしいという要望がございましたが、これにつきましてはダムの特殊性でございまして電気・機械はかなり大規模な施設が入ってございますので、この要望については電気と機械に関する資格を加えることが妥当ではないかという判断をいたしまして、予定担当技術者の資格というところにつきましての2)、3)という形での電気通信設備、それから機械設備に関する記述を追記してございます。

それから、ちょっと飛びまして15ページの81番でございます。これにつきましては管理技術者の資格要件、これは明らかに当方の記述の間違いでございました。「ダム管理主任技術者」は誤りでございまして、「ダム管理技士試験」という記述に変更させていただきます。

それから、82番につきましては小型船舶操縦士の配置の要件ということでございますが、これにつきましては業務の内容次第によっては関係しない場合もあるということで、業務の内容の該当箇所にもそういう旨を記載するというところで、これは入札広告時に明示する対応をさせていただければと考えてございます。

パブリックコメントにつきましては特筆すべきは以上でございますが、1つダム管理支援業務の要項の中で26ページの中段でございます。実を言いますと、ここはほかの業務に対応するところ、いわゆるダム管理支援業務に付随する業務で関係する部分の記述を許認可支援業務の関係部分で、中段でございましたが、他方の方はすべて削除してございましたが、ここを削除することを忘れておりました。これにつきましてはほかの業務の記述と合わせて、「当該業務の請負者及び請負者と資本面」等々の記述につきましてはほかと同じく削除という対応をさせていただければということでございます。以上でございます。

○森戸技術企画官 最後でございます。道路の関係でございます。道路巡回と、それから道路許認可審査・適正化指導について、道路局の森戸より御説明をさせていただきます。

説明で飛ばさせていただくものは、冒頭、要項(案)の修正で御紹介をさせていただいたもの、それから御質問、御意見等に対して御説明申し上げることで現状どおりの対応とさせていただくものでございますので、特にご覧をいただきたいもののみ御説明させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

17ページにお進みをいただきまして、95番でございます。申し遅れましたが、道路巡回に限ら

れるもの 91、92、93 の 3 つでございまして、残りの 94 番以降は道路許認可ということでございます。

95 番でございますが、業務のボリュームの関係を示してほしいということでございますが、これは別紙で同様な資料を公告時にも付けるということで現状どおりとさせていただきます。

96 番は、その巡回と許認可の業務の企業の条件でございます。業務拠点をどこに置いているかということでございますが、巡回は発注担当部署の管内、許認可は地方整備局の管内ということで、それぞれ内容によってどれぐらいの近さのところに拠点を置いていただくかということで、これは変えておりますということで原案どおりとさせていただきます。

97 番は、先ほども御紹介がありました公物管理の資格に経験を加えてほしいという御意見でございますが、既に道路法に基づく道路監理員ですとか、あるいは技術的行政経験を持っている方というような経験のものにも入ってございますので、既に入っておりますということで御対応をさせていただきます。

98 番は、その業務の結果、達成目標の水準が未達成の場合にどうなるのか、そういった判断がどうなるのかという御意見でございます。ここは基本的には変更に対する協議ということで、受注者さんとの協議ということになると考えてございます。

なお、また書きで書いてございますのは、契約書において業務委託量が大きく減少した場合には、そもそも発注者に対して損害賠償の請求をすることも可能でございますということに合わせて御紹介をさせていただくことで現状どおりとさせていただいてございます。

次のページにお進みいただきたいと思えます。こちらについては先ほど申し上げましたとおり、御説明させていただいたもの、既に対応しているものばかりでございます。

19 ページも同様でございます。

20 ページにお進みをいただきたいと思えます。飛びますが、110 番でございます。道路許認可審査・適正化指導の業務で、標準処理期間をちゃんと明示をしてほしいということではありますが、個別の申請内容、あるいは時期、場所等により、それぞれいろいろ状況は異なりますものですから、一律に期間を命じることはしないということで対応させていただきたいと思えます。

なお、個別の案件は調査担当職員に確認の上、実施ということでございますので、そちらで対応したいと考えてございます。

1 つ飛びまして 112 番でございます。災害緊急時の対応ということもあって 24 時間対応なのでしょうかという御質問については、通常の作業時間外の作業も想定されるのでありますが、恒常的に 24 時間対応となるものではないということで御説明をさせていただく予定でございます。

最後の 21 ページにお進みいただきたいと思えます。114 番、115 番で総合評価の際の評価項目についての御意見、御質問をちょうだいしてございます。

114 番の方は、道路監理員の経験を持っている方はウエイト 5 点と書いてありますが、これはいわゆる技術士とか、そういった法律に基づく資格と同級のものにしてほしいということ。

115 番の方は先ほどの業務の実績の話でございまして、当該事務所の中であれば同種としてそれぞれ場所によって変えるべきだということではありますが、その業務の品質の確保、あるいはたくさ

んの方に参加をしていただきたいという観点で御設定させていただいてございますということの御説明によりまして、現状どおりの対応とさせていただきますと考えてございます。

道路の方は非常にはしょった御説明になりましたが、以上でございます。ありがとうございます。

○勢田室長 最後に、河川の4つの業務でございます。すべてでございますが、実施要項の本文の2ページ目の赤字のまきにパブリックコメントで踏まえた修正事項、このパブリックコメントの記述を間違えていましたので、申し訳ありませんが、修正をお願いしたいと思います。10月15日から10月28日と書いておりますが、これは先発隊の発注支援業務の方でございます。今回の公物管理は10月22日から11月4日ということで確認漏れでございました。申し訳ありません。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 民間事業者から見ると付随業務のところをはっきりしてほしいということがあったのですが、ここは、大分整理されたと理解いたします。

あとは、パブコメの110番標準処理期間ですが、行政手続法6条に基づき定められた標準処理期間というのは、この業務ではやっていないということですか。

○森戸技術企画官 そういうことではないのですが、道路許認可の方の要項の5ページをご覧くださいと思います。

標準処理期間としては下の方に※1というものがあるかと思いますが、道路法第24条、32条、91条第1項によるものは2～3週間ですとか、47条の2によるものはオンライン申請で協議なしの場合は4日間ですとか、いろいろ定めてはおりますが、それぞれこの業務としてこの期間ということを決めることはしないという趣旨でお答えをさせていただいているつもりでございます。行政の手続としてはありますが、業務の中でこの何日間でやってくださいということを決めないという趣旨でございます。

○逢見副主査 でも、この答えですと、決裁処理期間については個別の云々で異なることから一律に期間を明示することはしませんが。

○森戸技術企画官 ちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○信太課長補佐 ここは決裁処理期間となっていて、その資料が整った後にどれぐらいの決裁、要は我々の許認可までどれぐらいの期間で決裁できるのかというような書き方になってございまして、その必要な処理期間が何日間というのが出ていますけれども、その中に内部的な決裁を取る期間が何日間ですかというような質問になっているところでありまして、決裁の期間というのは何日間ということは定めがあるわけでもないものですし、時期とかそのタイミングによって変わることもありますので、そこで一律に決裁は1日でやりますとかということを示すことはできないというような御趣旨で書かせていただいています。

ですから、全体を通して許可もしくは許可を却下する場合がありますけれども、それらの措置についてはこれぐらいを目安に対応していくというような趣旨で書かせていただいたところでござ

います。

○小林副主査 質問者は、行政決裁処理期間というものと標準処理期間というものを区別して聞いているのでしょうか。

○森戸技術企画官 推察になりますけれども、御質問のとおりここは転記をさせていただいております。先ほど御説明申し上げましたように標準処理期間というのは申請者がお出しただいて申請者に返すまでの標準の処理で、その間に多分、我々が行政の事務として行政の処理期間があるでしょうから、例えば先ほどの2～3週間でいくと1週間は我々にちょうだい。だから、業務の中でやっていただく部分は1週間、2週間でやってくださいねということをお示しをすることはしないという趣旨で書かせていただいております。

○小林副主査 ただ、質の設定としては③に書いてあるとおり、行政手続法云々の標準処理期間内に処分決裁が行えるようにということなので、それと行政決裁処理期間というのは別なんですよね。

○森戸技術企画官 標準処理期間の中には、行政の決裁にかかる期間は当然含まれるんだろうと思いますけれども、その受注者さんの責でというか、受注者さんが頑張ってもらったことは、さっき私が申し上げました例でいくと、2～3週間でやらなければいけない仕事に対して、受注者さんとしては1～2週間で仕上げただいて、あとは行政の中で決裁をしてくださいというふうになったので今、小林副主査からお話がありましたように、そこは頑張ってもらえるよう調査職員に審査終了の報告をやっていただいた。

そこからは我々というか、行政側だけの仕事になるということの理解で、ただ、そこが1週間なのか、3日なのかというところは状況や物によっても違いますし、判断の重さによっても違うので、必ず全部1週間ですよというふうにお示しできるものではないというお答えをさせていただいているつもりであります。

○逢見副主査 多分、この質問者の意図を推察するに、行政手続法6条に基づき定められた標準処理期間に、今度は許可ではなくて処分が行われるとあるので、それが例えば2～3週間たったときに、業者さんが2～3週間かけてその標準処理期間の中で間に合うようにやったつもりだけでも、実際にはそこから行政機関で1週間とかかかる。その日数を見込んで期間を短くして出さないと標準処理期間内に決裁ができないのではないかと。それで、どのぐらい処分期間はかかるのですかということをお聞いたのではないかと思うのです。

だから、明示できませんと言われると、自分では間に合うつもりで出したが、実はその後行政機関の日数を見込んで早く出さなければいけなかったと言われたら、ちょっと困るなということではないかと思うのですが。

○森戸技術企画官 おっしゃる意味はよく理解をいたします。

ただ、やはり物によって当方の判断に時間がかかるようなものがもともと最初から想定される場合と、多分これはありきたりの申請なのでその処分の決裁はすぐ終わるねというものがあるので、その着手時点で物によっていろいろ対応の方針が変わっていくので、そういうことは調査担当職員と打ち合わせをさせていただくことで御指示なりをさせていただくことになるのではないかと回答のつもりなんです。

ですから、これは初めてとか、難しい案件なのでできるだけ早めにいろいろ教えてくださいねというようなことを最初に申し上げたり、これはいつものパターンなので2～3週間の中で普通にやりましょうねというような話を多分案件ごとにさせていただかなければいけないですねと申し上げているのが答えの意図でございます。

それを、逆に先ほどのことと言うと、概ね決裁は2週間だと考えていますと言って、ではそれでいいんですねとなると、そこは逆の弊害もあるのかとは思ってございます。

○逢見副主査 もう少し意味が通じるようにした方がいいような感じがしますし、最初の3行の「一律に期間を明示することはしません」と書かれると、非常に冷たい感じがします。

○横山課長 「明示することはできません」ですね。できませんというのと、あとは確認の上、実施することとしていただきますとか、そういう感じでしょうか。

○小林副主査 オンライン申請などの場合は4営業日ではないですか。この場合は非常に画一的というか、かなり定型化されている処理というふうに考えられるんですか。

○森戸技術企画官 これはいわゆる特殊車両、大きい車両で、協議なしと書いてあるところがポイントでありまして、例えば直轄国道の中だけの場合は4日間ということなんです。ですので、そこはもうデータができていて、今、副主査がおっしゃいましたようにもうルーチンになっているので、本当の決裁だけの時間帯だけでできるということです。

○小林副主査 例えば、そういうこともちょっと言ってあげた方が、全部個別の状況で違うのでわかりませんというよりはいいのではないかという気はしますけれども。

○逢見副主査 印象として、やはり答え方が冷たいなという感じがしますね。もう少し細かく答えてあげればいいのではないかと思います。

○森戸技術企画官 検討させていただきます。

○横山課長 今の御意見もお聞きしたので、少し答えぶりをわかりやすくといいますか、詳しく答えるという御趣旨でございますので、検討するようにしたいと思います。

○逢見副主査 あとは、担当技術員と運転員の区別というのがありましたね。これは、運転員をどうするかは民間業者が判断すればいいのですか。「区分する場合は」ということですか。

○小俣室長 河川巡視につきましては、もともと担当技術者にはそれなりの実績等を求めていたんですけれども、確かに御指摘のように運転だけでいいという場合がかなり実際の業務にはございますので、そういう場合には発注公告の段階でそこは今日お示したように明確に見えるように書くというふうに今回修正をさせていただいたつもりでございます。

○逢見副主査 実際の業務では、運転員は運転員としてそれだけやっているということが多いということですか。

○小俣室長 そういうことでございます。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 では、今の答えぶりのところはちょっと検討していただいて、もう少し質問者がわかりやすいように、もう少し親切にといいますか、書いていただきたいと思います。

大体、この実施要項（案）については、これまで議論してきたことを盛り込んで修正が行われて

いるということで、この6件の実施要項（案）につきましてはこれまでの審議とさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認することはございますか。

○事務局 先ほどのパブコメの意見に対する考え方の部分はまた調整させていただいて、先生方にお示しさせていただきたいと思います。

○事務局 あとは、国交省さんの別紙1の扱いにつきましてはそのとおり訂正していることも確認の上、委員の先生にお諮りしたいと思います。以上です。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したものと改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員 異議なし）

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

各委員の先生方で確認したいことがございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただいて、その結果を委員に送付していただくということにしたいと思います。

国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。